





# 国土交通大臣が定める登録基幹技能者講習の一覧表

○：一般建設業の資格(法第7条第2号ハ該当)

資格区分	建設業の業種																												
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
登録型枠基幹技能者			○																										
登録建築大工基幹技能者			○																										
登録左官基幹技能者				○																									
登録外壁仕上基幹技能者				○													○	○											
登録橋梁基幹技能者					○						○																		
登録コンクリート圧送基幹技能者					○																								
登録トンネル基幹技能者					○																								
登録機械土工基幹技能者					○																								
登録PC基幹技能者					○						○																		
登録嵩・土工基幹技能者					○																								
登録切断穿孔基幹技能者					○																								
登録エクステリア基幹技能者					○	○				○																			
登録グラウト基幹技能者					○																								
登録運動施設基幹技能者					○							○											○						
登録基礎工基幹技能者					○																								
登録標識・路面標示基幹技能者					○												○												
登録建築板金基幹技能者						○									○														
登録電気工事基幹技能者							○															○							
登録配管基幹技能者								○																					
登録ダクト基幹技能者								○																					
登録冷凍空調基幹技能者								○																					
登録タイル張り基幹技能者										○																			
登録鉄筋基幹技能者											○																		
登録圧接基幹技能者											○																		
登録海上起重基幹技能者												○																	
登録硝子工事基幹技能者																○													
登録建設塗装基幹技能者																	○												
登録防水基幹技能者																		○											
登録内装仕上基幹技能者																			○										
登録保温保冷基幹技能者																					○								
登録造園基幹技能者																							○						
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																								○					
登録消火設備基幹技能者																											○		

※ 上記登録基幹技能者講習の修了証において、実務経験を有する建設業の種類又は主任技術者の要件を満たす者であると認められた建設業の種類に限り、専任技術者になることができる。

記載例

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第            号

氏            名

(生年月日    年    月    日)

実務経験を有する建設業の種類：            工事業

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

この者は、(建設業の種類) について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日            年    月    日

有効期限              年    月    日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称)            印

(登録番号 第    番)